

さいたま水族館技術研修員受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま水族館が、関係機関等(以下「依頼機関等」という)の依頼により技術研修員(以下「研修員」という)を受け入れる場合に必要な事項を定めるものとする。

(研修員の資格)

第2条 研修員は国、大学等教育機関、地方公共団体、又はその他団体等から推薦のあり者で、身元保証と研修経費の負担が確実な者であることとする。

(研修期間)

第3条 研修の期間は、原則として2週間以上、1年以内で、水族館長が定める期間とする。

(研修の申請)

第4条 依頼機関等は申請書(様式第1号)に履歴書及び誓約書(様式第2号)を添え、水族館長に提出するものとする。

(研修員の決定)

第5条 水族館長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、受入の可否を決定して依頼機関等に通知する。

(研修器材等)

第6条 研修員の受入に要する経費等は、研修員又は依頼機関等のいずれかが負担するものとする。

(研修の停止等)

第7条 水族館長は、研修員に研修員としてふさわしくない行為があったとき、又は、所定の研修を終了する見込みがないときは、研修の停止等を命ずることができる。

(研修修了証書の交付)

第8条 水族館長は、所定の研修を修了した研修員に対し、研修修了書(様式第3号)を交付することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、水族館長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(様式第2号)

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人 埼玉県公園緑地協会
さいたま水族館 長 様

現住所
連絡先

氏 名

印
年 月 日生

私は、さいたま水族館での研修を許可された場合には、貴館の要綱・要綱に従い、研修員として所定の規則等を守ることを誓います。

(様式第3号)

第 号

水族館技術研修修了書

氏名

あなたは、さいたま水族館において下記の研修を終了したことを証します。

記

- 1 研修内容 水族館における飼育管理業務
- 2 研修期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

公益財団法人 埼玉県公園緑地協会

さいたま水族館長

印